

Title	チユードル、スチュアート両朝に於ける工業政策 ( 三 )
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.5 (1923. 5) ,p.812(140)- 822(150)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230501-0140">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230501-0140</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

話中に、彼の Mill 観がある。彼は Mill を輕蔑して、哲學の變節漢とした。即ち Mill は Bentham の信條を拋棄して、Coleridge の信條を解説して居る。Coleridge の神秘論は、Bowring の到底理解し難き所であつて、其特色も空虚な雄辯の一大流出に過ぎない。夫れには何の意義もない。従て Mill が近頃唱道して居る「想像」(Imagination) は、Bowring を惱ませること尠少でなし。Mill は、嘗て非常に力強い哲學者であつたが、Wordsworth を讀んで頭を鈍らされ、爾來詩と哲學とを結合しやうと云ふ奇妙な混亂に陥つて居ると、Bowring は罵倒した。(Ibid., p. 113)

此日迄が、一八四〇年の日記中に Fox 女史の、Mill に関して敘述した總てである。私は、更に一八四一年以後の女史の日記を尋ねて、本稿を結ぶこととする。

### チュードル、スチュアート兩朝に於ける工業政策 (三)

高木 壽一

#### 五

既にゾムバルトの述べたる如く、近世專制君主國は資本主義的利益即先づ第一に資本主義的工業及對外的貿易の進捗者となり補助者となりたるが、特に當時の基本工業たりし毛織物工業について、近世英國に於ける最始の對外的大取引たる Merchant Adventurers による貿易の發達と共に他の機會に於て略述したることあれば、茲にはエリザベス朝時代の工業組織より述べる。

エリザベス朝時代に於ける新經濟事情の本質

は貨物の生産的職分と分配的職分の分離に在る。大工業をして遠隔の市場と接觸せしむるに必要な經營能力は益々一の商人階級によりて行はれ、親方工匠は生産の遂行にのみ専心することとなつた。斯くて工匠が最早消費者と直接相接觸せずして、自己の商品或は仕事に對する市場を發見するに、商人或は直接雇主としての仲介者の資本に依頼するに到れることは、エリザベス朝以後、チャールズ一世時代に到る諸記録に多き、(1)都市工匠と其都市郊外の工匠との間。(2)同工業に關する二個の組合の間。(3)同組合内に於ける工業的利益及商業利益を代表する二階級の間に於ける總べての紛議の背後に横はる根本的經濟事情である。

而して、エリザベス朝以後の工業組織の變遷はロンドンに於ける大組合を探りて其組織を検するを適當とする。特に Clothworker's Company

の記録は其當時の代表的組合の組織作用の完全なる説明を與へる。

同組合中にて分たるべき三個の主たる階級がある。第一は洗張工、仕上工等の親方工匠より成り、一般に他の組合員によつて雇傭せらるるも、斯る業のなき時は、些かの資金或は信用を有するものは織物を購入し、之に手を加へて商人に賣却することもある。第二の階級のものは、田舎の機業家 (Clothier) より、未成品の織物を買入れ洗張工、仕上工等を雇ひて之を仕上げ、之を輸出商人に賣却するを專業とする Merchant employer である。第三は之等、既製の織物を輸出に向くる商人である。

右の三階級を以て同組合全員を盡したるものに非ず、他に多くの小賣商も存在するも之は暫く措き以上の三階級が如何なる利害關係に立つかを見たいと思ふ。

輸出貿易に織物を供給する商人の利害は殆ど Merchant Adventurers の商人と同一にして、ロンドンの織物工業と同じく地方の織物工業よりも多くの利益を得べく、又仕上げられたる織物の取引は未成の織物 (unfinished cloth) の貿易よりも少なきを以て前者に對する需要の不振なる時、後者に其注意を轉ずるに到るべきは自然のことであつた。従て之等の同組合中の富裕なる人々が、工匠の利益のために仕上げざる織物の輸出を制限せる法律を、犯せるの疑を被りしことは理由なきことではなかつた。此利害の衝突は既に早く激争を生せしめたるも、同組合中の、仕上げのために地方の織物を購入するを業とする商人階級は、他の事件に關して其杆格は時に甚しきものあるも、此問題については大體に於て其の雇傭する小親方工匠と意向を共にしたに相違ない。

同組合中に於て最も小なる親方工匠と最も大なる資本家との間には、商人及工業家の職分を種々なる割合に於て有する中間的階段存在すべきも、同組合中の工業的要素は殆ど完全に小親方工匠と同一に歸し Yeomanry の班に落ち、最早其自らの階級の役員を有し得ざるものとなつた。

第十五世紀の前半に於ける總べての Yeomanry の團體は主として巡回職人 (Journeyman) 及雇人 (Serving-man) より成りたることを疑なき如く、亦第十六世紀の後半に於ける Yeomanry の團體は主として斯くの如く組織せられず、大數の場合殆ど少しも巡回職人の利益を代表せざりしことも等しく何等の疑を容れない。此時代に於ける Yeomanry の伍班は小雇主、小商人より成り、彼等を支配するがために選任せられたる監督 (Warden) は組合中の富裕なる組合員

にして、此下位の任をなすによりて Livery たり得るの資格を得んとする者であつた。實に Yeomanry の階級は組合の首脳部たる Livery の資格ある者以外の組合員の大部分と一般に同一視されるに至つた。そは總べての者が通過せざるべからざる一階段にして、従て二個の甚だ異なる要素、即高き地位に進むべき者及然らざる者とより成る。共通の利害を有する繼續的團體としての Yeomanry を形成する者は後者にして、特殊の利害を有する永續的團體としての Yeomanry に前者は何等の關係も有せないのである。斯る變遷の最も完全なる證左は Clothworkers 組合の Court Book に在る。即、一五四三年の記事により、(1) Yeomanry が一般に巡回職人より、組織されしこと、及 (2) 他には、唯小家長 (householder) たり得たる者を團員に有せしことを知るを得る。同記事に Yeomanry を巡回職人

の階級のみに限り、毎年四人の巡回職人を監督者 (Warden) として選任せんことが提議せられて居る。然るにエリザベスの治世にある一五五九年の記録は、巡回職人は最早、既に徐々になど全手工業者即、支配團體の商業的利益に相反對する工業的小親方工匠と同一なるものとなりし Yeomanry の、一の附屬物に過ぎざりしことを示す。同年の Yeomanry の四名の監督者は商人にして、工業の事に習熟せざるが故に手工業に關する其權能を行はんがために八名の助役 (assistant) を任命した。同一の事態は多くの他の組合に於ても生じた所である。斯く短き年月の間に生じたる此大變化は單に其組合に於ける富の急激なる増加の表徴たるのみならず、又 domestic system の完全なる勝利を示す。前に富裕なる親方工匠にして又商人なるものによりて滿されたる同組合の首脳部は今や、殆ど全く

工業に關して實際的知識を有せざる商人階級 (Commission agents 及 Merchant employer) に よつて獨占せらるるに至つた。(Unwin: Industrial Organisation in 16th and 17th Centuries. p. 103. p. 112-4; p. 586r. Unwin: Guilds and Companies of London p. 251. p. 227-9. 231 に 據る)

而して徒弟 (Apprentice) 雇傭數に關する問題は 常に家内工業に於ける最重要なる問題である。 小工匠は其階級の一員として制限に賛成し、巡 回職人の利害も亦強く同一方向に在る。而も常 に、富裕にして進取的なる親方工匠の間には、 一面には自己の事業を擴大せんがために、又低 廉なる勞働力を得んとするの願望よりして、許 されたる數より以上の徒弟を抱へ、或は徒弟に 非ざる少年をさへ雇ふの傾向があつた。或職業 の小親方工匠が強力に組織せられし時には、各

親方工匠に二名の徒弟を制限するの規則は一般 に實行せられたるも、決定的權力が商人階級の 掌中に歸したる場合に於ては此制限は、工匠の 利益のために作られたる他のものと共に屢々大 雇主によつて無視せられたのである。

さればロンドンに於て洗張工及仕上工等の工 匠が Clothworker 組合の役員會 (Court) に徒弟 の數の制限及仕上げざる織物の輸出を禁ずる法 律の勵行を求めたるも、之等の要求を容るゝに は二個の重なる障害があつた。第一には組合の 權力は制限せられて居たことである。其組合員 に對しては大權力を有し、或程度まで該都市民 にあらざる者及外國人に及びたるも、他の組合 の自由民にして彼等の業を行へる者に對して其 權力は不明瞭にして一般に巧に阻止せられ得た のである。殊にロンドンに於ては一般に或組合 に組合員たる資格ある市民は、若其利益なりと

見るならば、他の組合の業を營むを妨げ得ざ るの習慣であつた。各組合の親方工匠及監督 (Warden) は其業を營む總べての者を臨檢する の權利を主張し又其權力に反抗する者を罰する 實力を有したるも而も其權力の限界は漠然たる もにして屢々有力なる外部の者によつて無視 せられた。例令エリザベスの時代に織物業に大 なる利害を有する大組合は其數三を下らない。 即 Clothworker 組合、Draper 組合、Merchant Taylor 組合等にして何れも其支配者は商人階級 であつた。之等の商人階級は其業務の自然的擴 大によりて共通の範域に齎らされ、一の職業と 他の職業に従ふ商人を隔つる障壁は絶えず消滅 し行くの傾きがあつたのである。

第二に假令 Court of Assisant が若んば出 來得るにしても、工匠によつて求められたる策 をざるを喜ばない。蓋し都市外に於ける工匠の

活動を抑制し、其數を制限するは諸組合中の支 配的團體たる商人及雇主等の利益とする所でな い。組合の支配者の利益は工業的たるよりも多 く商業的のものであつた。例令ロンドンに就て 人口の移動を見るも第十四世紀及第十五世紀を 通じて、ロンドン市内に於て店舗を開き得ず、 其商品の販賣を専ら都市の商人に頼れる貧しき 工匠の絶えざる市外移住があつた。其一般的な る強き原因は低き地代を追求せることである。

最早 Shopkeeper たるを失ひたる工匠は都市 の内に住むの要もなく、又住むに堪え得なかつ た。此移住は都市に於ける商人と工匠との利害 の杆格を大ならしめるものであつた。更に之等 の移住民は地方よりの來住者によつて其數を増 した。之等の地方人 (foreigner) は Hertfordshire, Essex, Kent, Surrey, Middlesex 或は更に遠隔な る諸州より來住した。加之、既に早くより英國

産業に多大の貢献をなせる外國人の來住は其數を絶えず増加した。一五六三年に於て、*Westminster, Southwark* に於ける外國人は四五三四人と算せられた。以上之等の都市外に於ける工匠より低廉なる勞働を得ることは都市内に於ける商人の利益とする所であつた。斯くて第十六世紀中葉に於ける工業組織の過渡的狀態に於ける諸問題の根源は工業地域の擴大、工匠及商人の職分の分離、及今や一般的となりつゝある大なる生産方法に對するクラフト組織の不適當なること等に存したのである。(Unwin: *Industrial Organisation* p. 117. 128 p. 105. 106 *Gild and Companies* p. 255 p. 251. p. 245)

六

英國産業史上、著名なるエリザベス即位第五年(一六五二年)の第二回國會が可決せる彼の *Statute of Artificers* は斯くの如き過渡的時代に

出現したるものである。

此條令の含む所は敢て新奇なるものに非ずとも此條令が前代に行はれたる或地方又は或職業に限られたる、エドワード三世の時代より以後其數三十九に達する諸法制と異なる所は、其從來の經驗に鑑みて其採るべき所と捨つべき所とを取捨し、都鄙を問はず、最良なる一法典の下に歸さしめ、以て農、工、商の總べての産業生活の各班、各階級の諸關係を制規し、當時の特殊的事情の下に於ける諸困難に應じ、併せて産業の國家的制規のための永久的機關を創設せんとせるものである。例令一五五五年に制定せられたる *Weavers' Act* の如きも其關する所は織物製造に關するものに限られ、其適用區域の限定せられ居ることは既に述べたるが如くである。(本誌第五號) 十六卷

されば國民經濟の觀念は此所謂、徒弟條令に

於て明に表はるる所にして、既に從來行はれ來れる、方法を過去の經驗に照して、チユードル王政が有する三大機關即議會、樞密院 (*Privy Council*) 治安判事 (*Justice of the Peace*) によつて全國に亘つて單一の條令を以て經濟生活に統一を齎らざんことを期するものである。即先きに *Zumwalt* が擧げたる語を以てすれば *Reglementierung* 及 *Unifizierung* を其目的とするものであつた。(Cunningham: *Growth of English Industry and Commerce* vol. II p. 258. Unwin: *Industrial Organisation* p. 138-9)

故に同條令の前文に謂ふ。

現在尙、農業及種々なる他の職業に於ける徒弟、雇人及勞働者に關する多數の法令行はれ居るも、一部は該諸法令の諸點に於ける不備と矛盾のため及其多種多様にして又多數なるものため及主として該諸法令の多くに於て限定せら

れたる賃銀及給與が各地に於て物價の騰貴に比して餘りに少に過ぐるがために、該諸法令は貧しき勞働者及被傭者の最大の不幸と負擔なくしては圓滑に適法の實施をなし得ないのである。

該諸法令は其制定の時に於ては極めて適當、有利なりと考へられ、其若干は今日も尙有利適當なれども、若し該諸法令中存續せらるるを適當なりとするものの内容を輯集して單一の法に收め、同一、一律の命令に於て律せらるるならば、其同法令が、適當に實施せらるれば、怠惰を斥け農事を進め、被傭者に對しては、飢饉の時並に豊年の時に於て適當の割合の賃銀を與ふべきに到るべき充分の望がある。依て、從來制定せられたる該條令の中、雇人 (*Workman*) 職人 (*Workman*) 工匠、徒弟、及勞働者の雇傭、扶持、解傭、作業、賃銀或は秩序に關するものは次の九月末日(一五六三年)より以後廢止せらる

くあるもの定めらるる云々。(Bland: English Economic History. Select Document p. 325.)

而して此新に制定せられたる條令が命ずる所の重なるものは次の諸點である。

即前記の日より以後、何人も一箇年より少なき期間、機屋(Clothes)以下其他(二十九の職業を擧ぐ)の業に雇傭され、勤務すべからざる云々。未婚者及三十歳以下にして次の復活祭後に結婚すべき者にして或職を修業し或は三年間以上孰れかの職を行へる者にして、土地其他の不動産にて年額四十志。動産にして年額十磅に値する物を有せずして農業其他の職業に従事せざる者は他人の需に應じて其修業せる職に雇傭せらるべく之を拒絶するを得ず。或合理的理由ありて官憲に許されたるに非ざれば、期間満了前に、雇主は雇人を放逐し又は本條令に従ひて雇傭せられたる雇人は雇主を去るべからず。期間満了に於ける其雇傭解除は其期間の四分の一の豫告なくして行ふべからざる云々。十二歳より六十歳までの者にして(の場合と異り、又一定の資産なき者は農業に雇傭され従事すべきこと。右の農業及或職に従事せる者は特に證明なくしては其保留者の時期満了するも、最後に勤務せる hundred 及州を去りて他の都市又は州に於て勤務すべからず。日給或は週給にて雇傭せらるる工匠及労働者は三月半ばより九月半ばに

最低、半 Ploughland (六〇エーカーに當る)の耕地を有する者は皆、十歳以上十八歳以下の者少くとも二十一歳に到るまで、或は當事者の合意により二十四歳まで徒弟となすことを得べし。家長にして少くとも二十四歳の者、自治都市(city or town corporate)に住みて或る工職を營む者は次の St. John Baptist 祭以後、農事に従事せず労働者に非ずして、同都市或は他都市に住む自由民の子弟を預りて徒弟となすを得べく、徒弟はロンドンの習慣に従ひ、最短七年間とし、此徒弟年期は徒弟が少くとも二十四歳に達せざる以前に満了すべからず。但し自治権なき Market town なる所の同上の者は同一或は同縣(shire)内の他の市場都市に住む工匠の子弟は同一方法にて徒弟となすを得べし。但し自治都市に住む輸出商、絹物商、毛織物商、金匠、鐵商、縫箔商或は織物を製造せしめて販賣する機屋は自己の子か或は其父又は母が少くとも年額四十志に値する相續財産、或は世襲財産の土地其他の不動産を有する者に非ざれば、徒弟又は雇人となして其職を修得せしむるは不法なり。(市場都市に於ても右と同断にして、唯財産資格を年額三十志とするのみなり。右の(1)、(2)の二項の規定は鍛冶工及其他の特に定められたる職業(約二十四)には適用せず、之等の職を行ふ者は右の如き土地、其他の財産的資格を設けず。(1)次の五月一日より以後、現在適法に職を營み居る者の外、現在、Borough 及 Vale 領内に於て行はるる職業

到る間は、朝五時或は五時前に始業し、夜、七時乃至八時まで作業すべし。但し食事時間(最長合計一日二時間半を越ゆるべからず)を除く。又該工匠及労働者は九月半ばより、三月半に到るまでの間は、同前の食事時間を除き日出より日没まで作業すべく、作業に就かざることを各一時間に對し、其の賃銀より一片の罰金を控除して支拂はしむ。各縣(shire)に於ける治安判事は其權限内に於て、及其州の知事(justice)及或都市に於ける市長、主事及他の有司は來る六月十日以前及年々復活祭後、初めて、或は又復活祭後六週間内の適宜の時に開催せらるべき各總會に於て、該州或は該都市の適當なりと考ふる主要なる人々を召致して、共に其當時の豐年、飢饉なるか及其他考慮せらるるを要する諸事情に關して評議し、其權限内に於て總べての工匠、労働者、雇人の總べての賃銀を評價決定し所定の手續(略す)を経たる後來る九月一日以前に各州に通知し、之を布告せしむ。乾草穀物收穫時に於て各邑の治安判事及警吏其他の有司は必要に應じて、労働に適する總べての工匠、及人々をして農事に徴集すること。二名の治安判事、或は都市の市長或は有司、二名の長老役、長老役なき時は二名の重立てる市民は、十二歳より四十歳以下の婦人、未婚にして勤勞せざる時は、適當なりと認むる賃銀を方法に於て、雇傭勤勞せしむ。(10)農事發展のため、及徒弟義務のため、家長にして

を前記の方法にて徒弟として少くとも七年間修業せずして營むは不法にして、又現在職人ならざる者を、前記の如き徒弟なりしか、或は徒弟を修業して巡回職人となり或は一々年定めて雇傭せらるるにあらざれば斯る職に就かしむるは不法なり。Cumberland, Westmoreland, Lancaster 及 Wales に住む者の外、毛織物の織匠は、自己の子か又は年額三磅に値する土地を有する者の子に非ざれば、徒弟として其業を修得せしむべからず。Clothmaker 洗滌工、仕上工、織匠、仕立工、靴匠の職にて三名の徒弟を有すべき者は一名の巡回職人を有すべし。若し何人か、少くとも半 Ploughland の耕地を有する家長によりて徒弟となり又農事或は其他の前記の職業に勤務することを求められ、之を拒む時は、其州の治安判事に對する其 Householder の訴、都市に於ける家長の市長其他の有司に對する訴によつて、治安判事、市長其他の有司は拒める者を召喚し得る權能を有し、其職に徒弟として勤務するを適當なりと信すれば、之を行はしめ、其他親方と徒弟との間の一切の争議の裁決の任に當る。二十一歳以下の者に非ざれば本條令によりて徒弟勤務に入るを強制せられず。本條令が時々完全に實施せられんがために各州の治安判事及都市の市長其他の有司は毎年、聖ミケル祭(九月二十九日)と基督降誕祭の間及通告節(三月二十五日)と聖ヨハネ誕生祭(六月二十四

日)の間に本條令の各款各項及其施行について特に精細の審査を遂げ、其不履行を嚴に匡し罰すること。

右の諸點は本條令の主要なる諸規定の概略にして、其他に尙種々なる規定を含むものである。遮莫、本條令の諸規定の中、最も重要なる部分は疑もなく、徒弟に關する規定及賃銀に關する規定である。

而して、本條令が其當時の經濟生活に幾何の影響を與へたるものなりやは、次いで當然生ずべき問題である。(Bland: Ibid, p. 325-333. Hevins: English Trade and Finance p. 76-7)

### 前號(第十七卷) 第四號 目次(大正十二年四月號)

#### 論 說

合衆國豫算決算制度の改正 堀江 歸一  
 鐵道經營の獨占的傾向に就て 増井 幸雄  
 社會主義と國家(三) 小泉 信三  
 近世資本主義と殖民經濟(四) 阿部 秀助

#### 雜 錄

獨逸賠償問題の經過 池田 龍著  
 カロリン・フォックス女史とジョン・スチュアート・ミル(二) 榎本 鏞治  
 社會思想家としてのジョン・ラスキンの生涯(四) 奥井復太郎  
 チュールドル、スチュアート兩朝に於ける工業政策(二) 高木 壽一  
 「人口論」の哲學思想(上) 津田 誠一  
 消費組合の限界(下) 濱田 精一

新刊紹介  
 谷口彌五郎著「アダム・スミスの經濟思想」 高橋誠一郎

●一冊定價金五拾錢 郵税金貳錢  
 ●半年定價金貳圓九拾錢 郵税金共  
 ●一年定價金五圓四拾錢

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛  
 ●營業に關する用件は發賣元宛  
 ●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正十二年四月卅日印刷納本  
 大正十二年五月一日發行  
 每月一回一日發行

三田學會雜誌 禁轉載  
 第七十卷 第五號  
 編輯者 江田 範 保  
 發行所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地  
 印刷者 金子 鐵 五 郎  
 印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地  
 印刷所 金子 活 版 所

東京市芝區三田貳丁目壹番地  
 發賣元 丸善株式會社三田出張所  
 ●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會